

ー都税についてのお知らせー

8月は個人事業税第1期分の納期です

個人事業税の納税通知書は、平成30年8月1日（水）に発送します。


<納期限>平成30年8月31日（金）

<ご利用になれる納付方法>

- ①金融機関^{※1}・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口 ②口座振替^{※2} ③コンビニエンスストア^{※3}

<利用可能なコンビニエンスストア>

くらしハウス コミュニティ・ストア サークルK サンクス スリーエイト 生活彩家
セブン-イレブン デイリーヤマザキ ニューヤマザキデイリーストア ファミリーマート ポプラ ミニストップ
ヤマザキスペシャルパートナーショップ ヤマザキデイリーストア ローソン MMK 設置店（コンビニ以外の店舗
を含む。ただし、無人端末及び金融機関内端末は除く。）

- ④金融機関^{※1}・郵便局の （ペイジー）対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング^{※4}

- ⑤パソコン・スマートフォン等からのクレジットカード納付

パソコンやスマートフォン等から都税クレジットカードお支払サイト (<https://zei.metro.tokyo.lg.jp/>) へアクセスし、
お手続きください。

- 【注意】**
- ・税額に応じた決済手数料がかかります。
 - ・都税事務所や金融機関等の窓口では利用できません。
 - ・支払手続完了後の取消はできません。
 - ・税額100万円未満の納付書に限り納付できます。
 - ・口座振替をご利用中の方は、クレジットカードでの納付はできません。
- その他、都税クレジットカードお支払サイトの注意事項をご確認の上、ご利用ください。
詳細は、都税クレジットカード納付サポートセンター（03-6416-1325）へお問い合わせください。

※1 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

※2 口座振替申込方法等の詳細は、主税局徴収部納税推進課（03-3252-0955）へお問い合わせください。

※3 納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものが納付できます。

※4 （ペイジーマーク）の入っている都税の納付書に限ります。

○領収証書は発行されません。（領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。）

○新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングをご利用する方は、事前に金融機関へのお申込みが必要です。

○システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。

省エネ設備を取得した方へ ～減免制度のお知らせ～

東京都では、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、個人事業税を減免しています。

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した個人事業者
対象設備	次の要件を全て満たすものが対象となります。 ① 特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ② 「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」（減価償却資産）で、環境局が導入推奨機器として指定したもの <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">導入推奨機器の詳細については、環境局ホームページをご確認ください。</div> ※ 上記要件を満たした場合でも、住宅用の建物（アパートやマンション等）に設置した設備、貸付の用に供する設備、中古設備及び都の助成を受けた設備等は、減免対象になりません。
減免額	設備の取得価額（上限2,000万円）の2分の1を、取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税の税額から減免 ただし、減免を受ける年度の税額の2分の1が限度 ※ 減免しきれなかった額は、減免申請を行った翌年度の税額から減免可
申請期限	個人事業税の納期限までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 平成29年中に対象設備を取得し、かつ、事業の用に供した方は、平成30年度個人事業税の納期限までに申請する 必要があります。申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんので、ご注意ください。 ※第1期期限後、第2期納期限までに減免申請をした場合は、第2期納付分の2分の1が減免の上限額になります。

～ 主税局ホームページ（環境減税）をご確認ください ～

減免申請書等の各種様式やQ&Aを掲載しています。

主税局 環境減税

検索 

【お問い合わせ先】

- 個人事業税/省エネ促進税制に関すること 納税通知書に記載されている都税事務所の個人事業税班
- 地球温暖化対策報告書制度/導入推奨機器に関すること
東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京） 03-5990-5091

中小企業者向け省エネ促進税制

～法人事業税・個人事業税の減免～

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・ 資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ① 特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・ 特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量 1,500kI 以上の事業所をいいます。 ② 「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」（減価償却資産）で、環境局が導入推奨機器として指定したもの*（指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています。） * 空調設備（エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機） * 照明設備（蛍光灯照明器具、LED照明器具、LED誘導灯器具） * 小型ボイラー設備（小型ボイラー類） * 再生可能エネルギー設備（太陽光発電システム、太陽熱利用システム）
減免額	設備の取得価額（上限 2,000 万円）の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、（法人）翌事業年度等、（個人）翌年度の事業税額から減免可
対象期間	（法人）平成33年3月30日までの間に終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 （個人）平成32年12月31日までの間に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限（申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その日）までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「<東京版>環境減税について」をご覧ください

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ&Aも掲載しています。

【お問い合わせ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
 - ・ 所管都税務所の法人事業税・個人事業税班
 - ・ 主税局課税部法人課税指導課（法人事業税班） 03-5388-2963
 - ・ 主税局課税部課税指導課（個人事業税班） 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること
東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京） 03-5990-5091

—都税についてのお知らせ—

災害等により甚大な被害を受けた方に対して都税を減免する制度があります

風水害や地震、火災などで甚大な被害を受けた方に対して、被災の程度等によって税金を軽減または免除する制度があります。

<減免する場合>

床上浸水（不動産取得税を除く）、崖崩れ、家屋損壊等の被害のうち、一定程度以上の被災を受けた場合

<減免の対象となる都税>

固定資産税・都市計画税（23区内）、不動産取得税、個人事業税 など

※固定資産税・都市計画税、個人事業税については、一度課税された税金のうち、納期限前のものに限られます。

<減免を受けるための手続き>

減免を受けるためには、納期限までに、納税者ご本人からの申請が必要です。

被災された方は、区市町村（火災の場合は消防署）で発行する「り災証明書」など、被災の事実を証明する書類を添えて、所管の都税事務所まで申請してください。

また、被災により、都税を一度に納めることができない場合には、納税を猶予する制度もあります。なお、納税の猶予を受ける場合にも、申請が必要となります。

☆ 詳しくは、所管の都税事務所までお問い合わせください。

—都税についてのお知らせ—

昨年度に引き続き、平成30年度も



小規模非住宅用地の

固定資産税・都市計画税を減免します 23区内

減免対象 一画地における非住宅用地の面積が400㎡以下であるもののうち200㎡までの部分
ただし、個人又は資本金・出資金の額が1億円以下の法人が所有するものに限りです。

減免割合 固定資産税・都市計画税の税額の2割

減免手続 減免を受けるためには、申請が必要です。
まだ申請をしていない方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には、8月までに「固定資産税の減免手続きのご案内」をお送りしております。減免の要件を確認のうえ、申請してください。
※ 同一区内で前年度に減免を受けた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。

【お問い合わせ先】 土地が所在する区にある都税事務所

耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する 固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

<減免の対象① 耐震化のための建替え>

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、平成32年3月31日までの間に新築された住宅

耐震化のための建替えを行った住宅とは、上記に加え、次の要件をすべて満たす住宅です。

- (1) 新築された家屋の居住部分の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- (2) 建替え前の家屋を取り壊した日の前後各1年以内に新築された住宅であること
- (3) 建替え前の家屋と新築された住宅がともに23区内にあること
- (4) 新築された日の属する年の翌年の1月1日（1月1日新築の場合は、同日）において、建替え前の家屋を取り壊した日の属する年の1月1日における所有者と同一の者が所有する住宅であること
- (5) 新築された住宅について、検査済証の交付を受けていること
- (6) 新築された年の翌々年（1月1日新築の場合は翌年）の2月末までに減免申請すること

<減免される期間・税額>

新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を**全額減免**（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。）

<減免の対象② 耐震化のための改修>

昭和57年1月1日以前からある家屋で、平成32年3月31日までの間に建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるように一定の改修工事を行った住宅

一定の改修工事を行った住宅とは、上記に加え、次の要件をすべて満たす住宅です。

- (1) 耐震改修後の家屋の居住部分の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- (2) 耐震改修に要した費用の額が1戸あたり50万円を超えていること
- (3) 現行の耐震基準に適合した工事であることの証明を受けていること
- (4) 耐震改修工事が完了した日から3ヶ月以内に減免申請すること

<減免される期間・税額>

改修完了日の翌年度分（1月1日完了の場合はその年度分）から**一定期間**について耐震減額適用後、固定資産税・都市計画税を**全額減免**（居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当分まで）



<減免を受けるための手続き>

①の場合には「固定資産税減免申請書」、②の場合には「固定資産税減額申告書兼減免申請書」に必要事項をご記入の上、必要書類とともに、その住宅が所在する区にある都税事務所まで申請してください。建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

現行の耐震基準の内容や耐震基準に適合した工事であることの証明書の発行等については、建築士もしくは各区役所の担当窓口へお問い合わせください。

不燃化特区内において不燃化のための建替えを行った住宅 に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

<減免対象>

不燃化特区内において、不燃化のための建替えを行った住宅のうち、以下の要件を全て満たすもの

<取り壊した家屋>

- 不燃化特区内に所在する
- 家屋の構造が木造又は軽量鉄骨造（2以上の構造がある場合には、木造又は軽量鉄骨造の床面積が総床面積の2分の1以上）
- 不燃化特区の指定期間中に取り壊されている（ただし、住宅を新築した後に家屋を取り壊す場合は、住宅を新築した日から1年以内（平成32年4月1日から平成32年12月31日までに新築した場合は、平成33年3月31日まで）に取り壊されている必要があります。）

<新築した住宅>

- 不燃化特区内に所在する
- 耐火建築物又は準耐火建築物
- 検査済証の交付を受けている
- 新築年月日が不燃化特区の指定日から平成32年12月31日まで
- 居住部分の割合が2分の1以上

<所有者>

- 取り壊した家屋の所有者と新築した住宅の所有者が同一であること（一定の緩和要件があります。）

<減免される期間・税額>

新築後新たに課税される年度から**5年度分**について居住部分の固定資産税・都市計画税を**全額減免**（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。）

<減免を受けるための手続き>

新築された年の翌々年（1月1日新築の場合は翌年）の2月末日までに申請してください。
詳しくは、新築した住宅が所在する区にある都税事務所までお問い合わせください。

<不燃化特区>

東京都都市整備局のホームページをご覧ください。

—都税についてのお知らせ—

不燃化特区内において防災上危険な老朽住宅を除却した更地 に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

<減免対象>

不燃化特区内において、防災上危険な老朽住宅を除却した土地のうち、以下の要件を全て満たすもの

<取り壊した住宅>

- 区から防災上危険な老朽建築物であると認定を受けていること（※）
- 不燃化特区に指定された日から平成32年12月31日までの間に取り壊されていること

<取り壊した後の土地>

- 住宅の取壊しにより、土地の認定が小規模住宅用地から非住宅用地に変更されたこと
- 防災上有効な空地として適正に管理されていると区から証明されていること（※）

<所有者>

- 住宅を取り壊した年の1月1日時点の土地所有者が減免を受けようとする年の1月1日時点において、引き続き所有していること

<減免される期間・税額>

最長5年度分、住宅を除却した後の土地に対する固定資産税・都市計画税の8割を減免（小規模住宅用地並みに軽減されます。）

<減免を受けるための手続き>

減免を受けようとする年度の第1期分の納期限（通常6月30日）までに申請してください（毎年申請が必要です）。

詳しくは、当該土地が所在する区にある都税事務所までお問い合わせください。

（※）老朽住宅の認定及び適正管理の証明については各区の担当窓口にお問い合わせください。

都税における納税証明書は、すべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます

課税した事務所等に関わらず、納税証明書はすべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます（自動車税に関する納税証明書（下表項番2、5）は、都税総合事務センター・自動車税事務所でも申請できます。）。下表を参照のうえ、お近くの都税事務所等で申請を行ってください。

なお、申告・納付後1～2週間以内に申請される場合は、**①領収証書の原本（領収印のあるもの）**
②申告書の控え※（受付印のあるもの）の両方を、都税事務所（徴収管理班・納税証明担当）等の窓口までお持ちください。

※②は、法人事業税、地方法人特別税、法人都民税等申告税目の場合に限りです。

（注）都税に関する証明等申請時には、「本人確認書類」の提示が必要です。

詳しくは、主税局ホームページをご覧ください。

項番	証明の種類	申請先事務所
1	納税証明（一般用） （自動車税以外）	全都税事務所、都税支所、支庁
2	納税証明（一般用） （自動車税）	全都税事務所、都税支所、支庁、 都税総合事務センター及び自動車税事務所
3	滞納処分を受けたこと ないことの証明	全都税事務所、都税支所、支庁
4	酒類製造販売の免許申請のための証明	全都税事務所、都税支所、支庁
5	自動車税納税証明 （継続検査等用）	全都税事務所、都税支所、支庁、 都税総合事務センター及び自動車税事務所

【お問い合わせ先】 各都税事務所（徴収管理班・納税証明担当）・都税支所・支庁

—都税についてのお知らせ—

インターネット公売(不動産、動産・自動車)のお知らせ

インターネット公売は、不動産は入札方式、動産・自動車はせり売り方式により行います。

公売参加申込期間	不動産	動産・自動車
	平成30年8月16日(木)13時から平成30年9月3日(月)23時まで	
入札期間	平成30年9月10日(月)13時から 平成30年9月18日(火)13時まで	平成30年9月10日(月)13時から 平成30年9月12日(水)23時まで
公売物件	東京都主税局ホームページ内の<公売情報>をご覧ください。 ※公売物件は、公売参加申込開始日以降にご覧いただけます。 ☆動産・自動車については、下見会を実施する予定ですので、あわせてご覧ください。	
実施機関	主税局徴収部・各都税事務所	
お問い合わせ先	主税局徴収部機動整理課公売班 (03-5388-2986)	

※公売物件は変更されることがあります。また、公売は中止になることがありますので、最新情報は下記ホームページをご覧ください。

主税局ホームページ<公売情報> <http://www.tax.metro.tokyo.jp/kobai/>

東京都 公売

検索

※公売情報に関するメールマガジンを配信しています。是非ご登録ください。

<メールマガジンのご案内> http://www.tax.metro.tokyo.jp/mail_magazine.htm

主税局 メールマガ

検索